

江戸川左岸圏域流域懇談会の 規約変更

平成18年2月22日
江戸川左岸圏域流域懇談会事務局

地域懇談会の設置 (規約第4条)

地域性の高い事項について、
きめの細かい意見交換を行う必要がある場合には、
懇談会の承認を得て地域懇談会を設置

